

## 工事成績評定等実施要領（2）

（1件の請負代金額が500万円未満の建設工事）

（対象工事）

第1条 工事成績評定（以下「成績評定」という。）の対象は松戸市（関係機関を含む）が発注する1件の請負代金額が500万円未満の建設工事（以下「工事」という。）を対象とし評定するものとする。

（成績評定の時期）

第2条 成績評定の時期は、しゅん工又は一部しゅん工検査時とする。

（成績評定の方法）

第3条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績評定表（松戸市工事検査要綱（昭和58年松戸市訓令甲第2号）第2号様式の2）により行うものとする。
- 3 評定にあたっては、別紙の「工事成績評定基準（別表第1）」により行うものとする。
- 4 監督職員は別表第2に定める「工事施工環境・施工条件による加点」に記載する要件に合致する場合は、考查点に10点を加点できるものとする。
- 5 評点は、1件の工事ごとに行うものとし、評定者が二人以上ある場合は、評定者が相互に協議して評定するものとする。

（考查項目の採点方法）

第4条 工事成績の採点は下記により行うものとする。

監督職員の評定点×0.3+工事担当班長の評定点×0.2+検査職員の評定点×0.5=評定点合計

- 2 一部しゅん工検査の場合の評定は、引渡しを受ける部分の評定を行うものとし、しゅん工の際はしゅん工検査時の評定時に引渡しを受けた部分を合わせて評価するものとする。
- 4 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 5 所見は必ず記入する。

6 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で評定し、手直し後の評価はしないものとする。

(総合評価)

第5条 工事成績は、工事成績の総合評価(別表第3)により判定するものとする。

(成績評定結果の通知)

第6条 成績評定結果は、工事検査済証(松戸市財務規則(昭和57年松戸市規則第9号)第78号様式)の備考欄に評定点を記入し、受注者に通知する。

(成績評定点の修正)

第7条 引き渡し後、契約不適合責任期間中に関係法令違反・事故等により契約不適合が判明した時は、再度工事成績採点を見直し受注者に工事成績評定通知書(第6号様式)で通知するとともに、成績評定結果を修正するものとする。

(成績評定結果の閲覧)

第8条 第6条又は第7条の規定による評定の結果について、当該工事の受注者に通知後、行政資料センターにおいて閲覧に供するものとする。

2 閲覧の内容は、工事名、受注者名、請負金額及び成績評定点とする。

3 閲覧の期間は、工事の完成検査日から2年を経過する日の年度末まで行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。